

セントビンセントの入国規制措置（２月２３日更新）

セントビンセント政府は、新型コロナウイルス対策として、入国規制措置を以下のとおり更新しました。

１ 入国者は、同国保健省ＨＰ上での事前到着フォーム手続き及び入国の際には保健当局による健康申告書手続きを終えること。また、全ての渡航者は PCR 検査陰性証明書（SARS-CoV-2 RT-PCR）を保持する必要がある、到着時には、全ての渡航者に対し PCR 検査（鼻咽頭スワブ法）が課される。

２ 非常に高いリスク国からの渡航者

※非常に高いリスク国：ブラジル、南アフリカ

（１）到着７２時間前以内に実施した PCR 検査陰性証明書を保持する必要がある。

（２）到着後は、渡航者負担により観光庁あるいは保健省が認可した検疫宿泊施設で２１日間の義務的検疫措置となり、支払い済み滞在予約証明書を保持する必要がある。同宿泊施設への移動は、渡航者負担により、認可されたタクシー、あるいは航空機、船で行う必要がある。

（３）検疫措置７日目及び１４日目に再検査が課される。

３ 高リスク国からの渡航者

※高リスク国：バルバドス、米国（含む米領バージン諸島）、中国、英国、ドイツ、ガイアナ、スリナム、ベリーズ、セントルシア、ジャマイカ、トリニダード・トバゴ、ドミニカ共和国、メキシコ、インド、パナマ、アルゼンチン、ペルー、ハイチ、コロンビア、キューバ、英領バージン諸島、ナイジェリア、インドネシア、フィリピン、イタリア、バハマ、カナダ、タークス・カイコス諸島、フランス（含む海外県・海外領土）、スペイン、ロシア及び非常に高いリスク国、中・低リスク国に指定されている以外の国

（１）到着７２時間前以内に実施した PCR 検査陰性証明書を保持する必要がある。

（２）到着後は、渡航者負担により観光庁あるいは保健省が認可した検疫宿泊施設で１４日間の義務的検疫措置となり、支払い済み滞在予約証明書を保持する必要がある。同宿泊施設への移動は、渡航者負担により、認可されたタクシー、あるいは航空機、船で行う必要がある。

（３）検疫措置４日目から７日目までの間に再検査が課される。

4 中リスク国からの渡航者

※中リスク国：グレナダ、台湾、アンティグア・バーブーダ（少なくとも21日間滞在した最後の国を、渡航者の居住国とみなす）

（１）到着72時間前以内に実施したPCR検査陰性証明書を保持する必要がある。

（２）到着後は、渡航者負担により観光庁あるいは保健省が認可した検疫宿泊施設で7日間の義務的検疫措置となり、検疫措置4日目に再検査が課される。その後、保健当局の判断により、認可された自宅あるいは宿泊施設等で、5日間の監視措置となる。

5 低リスク国からの渡航者

※低リスク国：アンギラ、ドミニカ国、モンセラット、セントクリストファー・ネービス（少なくとも21日間滞在した最後の国を、渡航者の居住国とみなす）

（１）到着72時間前以内に実施したPCR検査陰性証明書を保持する必要がある。

（２）船上での感染が確認されない場合及び高リスク業務従事者でない場合は、検疫措置なし。

※高リスク業務：カナダ人農業従事者、帆船乗組員、石油掘削労働者、医療従事者、刑務所・拘置所労働者

6 上記分類以外の国

上記分類以外の国は、高リスク国扱いとなる。

7 新型コロナウイルス予防接種済み渡航者

（１）セントビンセント保健省が認可する新型コロナウイルス予防接種を完全な形で受けた（最終予防接種後少なくとも4週間経過する必要有り）証拠を有する渡航者は、到着時に所管官庁発行の同証拠書類の提示及び到着72時間前以内に実施したPCR検査陰性証明書を保持する必要がある。

（２）到着後は、渡航者負担により観光庁あるいは保健省が認可した検疫宿泊施設で7日間の義務的検疫措置となり、検疫措置5日目に再検査が課される。

8 通過旅客

（１）到着72時間前以内に実施したPCR検査陰性証明書を保持する必要がある。

（２）乗り継ぎ期間が、1泊を要しない場合は、国際空港内での待機が要請される。1泊を要する乗り継ぎの場合には、観光庁あるいは保健省が認可した宿泊施設

設で待機する必要がある。

9 港湾保健当局者の判断により、渡航者の最終リスクレベル及び義務的検疫期間が決定される。また、全ての渡航者には、10日間の体温検査等が要請され、何らかの体の変調がある際には、地方保健局に通報する必要がある。PCR 検査が陽性の場合は、認可された宿泊施設で、渡航者負担により隔離措置となる。

在留邦人及び同国訪問予定の皆様におかれては、引き続き最新情報の入手に努めると共に、日頃から手洗い等を励行して、感染防止に努めてください。

【新型コロナウイルスに関する参考情報】

セントビンセント政府 HP（入国規制情報）

<http://health.gov.vc/health/index.php/covid-19-protocols-documents>

保健省 HP

<http://health.gov.vc/health/index.php>

参考：日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

参考：外務省海外安全 HP

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

【問い合わせ先】

在トリニダード・トバゴ日本国大使館

電話：（国番号 1-868） 628-5991

住所：5 Hayes Street、St. Clair、Port of Spain、Trinidad and Tobago

ホームページ：<http://www.tt.emb-japan.go.jp/houjin-page.htm>

当館は、セントクリストファー・ネービス、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ国、セントルシア、セントビンセント、グレナダ、ガイアナ及びスリナムを兼轄しています。